

『いじめ重大事態に関する再発防止策』令和元年度の取組状況について

平成 29 年 3 月に公表した「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」(以下「再発防止策」)に掲げる 8 項目 34 の取組 (別紙 1) について、横浜市いじめ防止基本方針 (別紙 2) の徹底 (防止策: 6-②) を図り、学校と教育委員会事務局が一体となって進めています。「学校の取組」、「教育委員会事務局の取組」の 2 つの視点で令和元年度の取組状況を報告します。

～令和元年度の取組状況～

1 学校の取組

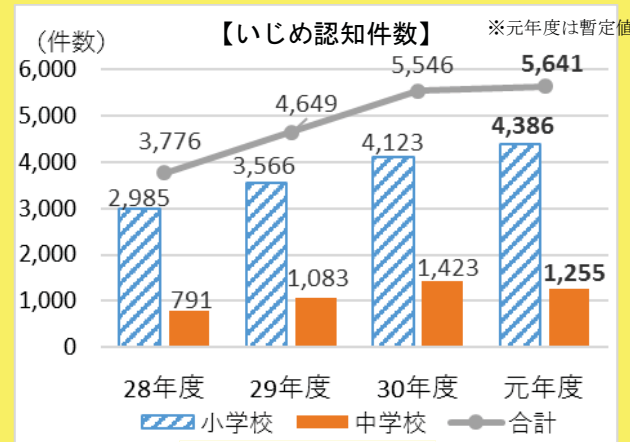
① 「学校いじめ防止対策委員会」による組織対応の徹底

(防止策: 2-③・⑤・⑥・⑦、3-①・②、6-④、7-①・②、8-③/方針: 第 2 章 2・3、第 3 章 1・2・3、第 4 章 1)

元年度のいじめ認知件数 (暫定値) は、5,641 件と前年度に比べ微増傾向 (昨年と比べると 1.7% 増加) です。いじめの早期発見に向け、さらに「学校いじめ防止対策委員会」による積極的な認知に努めていきます。

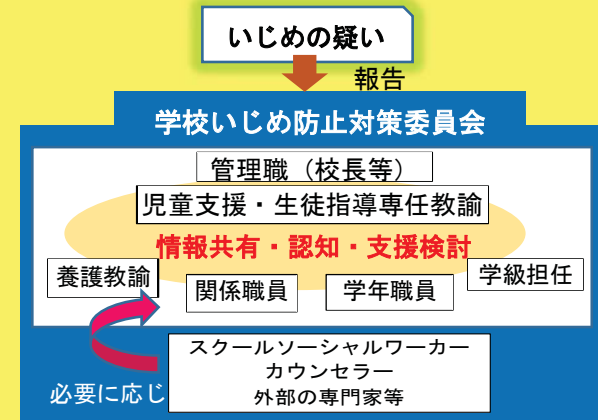
管理職と複数の教職員で構成する「学校いじめ防止対策委員会」は毎月 1 回以上の開催を徹底し、いじめの認知、対応方針の決定、解決に向けて学校での組織的な対応に努めています。また、認知した事案に対し、適切な支援・指導を行うことにより、早期解決につながるよう組織的対応の強化に取り組んでいきます。

いじめ重大事態調査については、元年度は調査報告がまとまった 5 件について、公表ガイドラインに基づき HP 等で調査結果を公表しました。



【学校いじめ防止対策委員会の開催状況】 (単位: 校)

	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校
月 1 回	280	68	2	9	11
月 2～3 回	32	34	0	0	2
週 1 回以上	28	44	0	0	0
計	340	146	2	9	13



② いじめ再発防止のための教職員研修の実施

(防止策: 1-③・⑤、2-①・②・④、6-③、8-① / 方針: 第 2 章 3、第 3 章 3)

各学校での組織対応の中心となる校長や児童支援・生徒指導専任教諭に対して、いじめ重大事態の調査結果 (公表版) を活用し各学校での校内研修、取組の点検へつなげました。

また、福島県へ教員を派遣し、震災後の学校や福島県の放射線教育について研修を実施し、学校において、研修での経験を生かした道徳の授業や学級活動、人権研修等を行いました。

いじめ再発防止

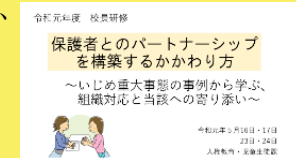
- ・校長への研修 (5 月) 重大事態の事例に学ぶ ～寄り添いから信頼へ～
- ・区校長会にて、実情からテーマを決定し、いじめに関する研修を実施 (2 回)
- ・児童支援・生徒指導専任教諭への研修 (毎月実施)
いじめの定義、組織体制・対応の流れ、教育相談体制、地域や関係機関との連携、ネットいじめの現状と対策

いじめ重大事態の調査結果 (公表版) の活用

- ・調査結果を踏まえた学校の取組の再点検

放射線・被災地理解

- ・福島県での教員派遣研修 (6 月 77 人、富岡町立小中学校、三春校・富岡校)
- ・派遣研修の実践報告 (1 月)



校内研修



③ 子ども主体のいじめ未然防止の取組 (防止策: 1-①、4-①、8-③ / 方針: 第 2 章 1・3、第 3 章 3)

■横浜子ども会議

横浜子ども会議では「だれにとっても居心地のよい学校づくり」をテーマに、子どもたちが主体となり、各学校と中学校ブロックで年間を通して話し合いと具体的な取組を進めました。



8 月の「横浜子ども会議」区交流会では、区内の全市立学校が参加し、中学校ブロックごとの話し合いや年間の取組について、実践発表を行いました。

市ヶ尾中学校の取組 ～STOP!! その言動『希望ある未来へ』～

- ・中学生を中心に、区役所、高校生、地域のサポーターの方と「いじめ」を未然防止するための取組について検討
- ・「嫌な気持ちになる言動」は、人によって違うこと、相手の立場や気持ちになって行動することの大切さについて、小学生に「いじめ防止プログラム」を通して発信《12 月いじめ防止市民フォーラムにて取組発表》



■子どもの社会的スキル横浜プログラム (Y-P) の活用推進

Y-P は、児童生徒の自己肯定感を育み、子どもたち自身がいじめの起こりにくい学校風土づくりを進めることを目的としています。

・指導者養成研修の実施 (参加者 80 人)

学校や区での Y-P の研修や活用を推進する教員を養成するため、アセスメントと指導プログラムの 2 本の研修講座を開始し、各校での実践をもとにしたグループワークなど、より実践的な活用につなげるよう学びを深めました。



・実践推進校の設置 (小学校 4 校・中学校 4 校)

深い児童生徒理解のためにアセスメントを行い、個や集団の状況を把握し、複数の教職員で支援検討会を組織的・計画的に実施することを通して、子どもたちへの具体的な支援や学級づくりに結びつけています。(R2: 小学校 6 校・中学校 5 校)

・12 月の全市一斉授業研究会にて授業公開

授業の中で、Y-P の考え方と方法を生かし、どの子も見通しを持てるよう「授業のねらい」と「流れ」を明確にし、1 人で考える場面やグループで意見を聞き合う場面、全員で共有する場面を授業の中に組み込むことで、子どもの自尊感情を高める授業を展開しました。



2 教育委員会事務局の取組

① 学校教育事務所による保護者や学校への積極的支援

(防止策：4-①・④、5-①・③・④・⑤ /方針：第2章3)

■指導主事による支援

学校が認知したいじめ事案に対し、指導主事による学校訪問や課題解決支援チームの派遣などにより、学校の組織的対応を支援しています。また、電話・面談等により保護者への支援を行い、いじめの早期解決を図っています。

■スクールソーシャルワーカー（SSW）による支援

SSWは課題解決支援チームの一員として、保護者の心情に寄り添い、そのニーズを代弁したり、当事者間の関係性に注目したりすることで課題整理を行い、福祉的な側面から解決に向けた支援や再発等の防止を図っています。元年度は、学校向けSSW活用ガイドと、活用事例集を全校に配付し、役割の周知に努めました。

※ 課題解決支援チームの構成

：指導主事（学校担当、課題別担当）、SSW、学校支援員
必要に応じ、心理学、教育学等の専門家

【学校担当指導主事とSSWによる支援例】

いじめで登校できなくなった生徒の家族が学校の対応に不満を訴えた。生徒と保護者が学校との関わりを拒んだため、学校は学校教育事務所に相談した。学校を担当する指導主事がSSWとともに生徒と保護者の面談を行い、学校に対して事案の整理と調査を求めた。また生徒と保護者の窓口をSSWにすることで学校と保護者の関係改善を図った。学校担当指導主事の学校への積極的な介入により保護者は学校と対話の場面に臨めるようになり、生徒は笑顔を取り戻し、登校を開始した。

【いじめに関する検討・相談数】 元年度実績

学校への直接支援回数	457回
意思決定のためのケース・カンファレンス実施回数	378回
電話による保護者等対応回数	449回
保護者との面談回数	232回

■法律の専門家による支援

法律的な視点からの解決が必要な場合には、積極的に弁護士による法律相談を活用しています。

② 学校では解決困難な事案に対する「緊急対応チーム」による支援

(防止策：4-①、5-②・④・⑥、6-① /方針：第2章3)

いじめの早期解決を図るため、課長、係長、指導主事（学校教育事務所兼務4人）、社会福祉職で構成する「緊急対応チーム」を教育委員会事務局（人権教育・児童生徒課）に設置しています。

学校だけでは解決困難な事案に対し、学校教育事務所と連携し、学校訪問や専門家を活用した支援により、事態の深刻化を防ぎ、早期解決を図ってきました。元年度に緊急対応チーム会議で支援の進捗管理を行った件数は53件で増加傾向（前年度45件）ですが、学校、学校教育事務所及び緊急対応チームの連携が進んだことにより、緊急対応チームの指導主事が直接学校を訪問した件数は33件で減少傾向（前年度48件）にあります。

緊急対応チーム会議に統括SSWが交替で参加し、福祉的な側面から意見を述べることで児童生徒や保護者理解を深めるとともに、具体的な支援方法や、リスク管理についても助言しています。

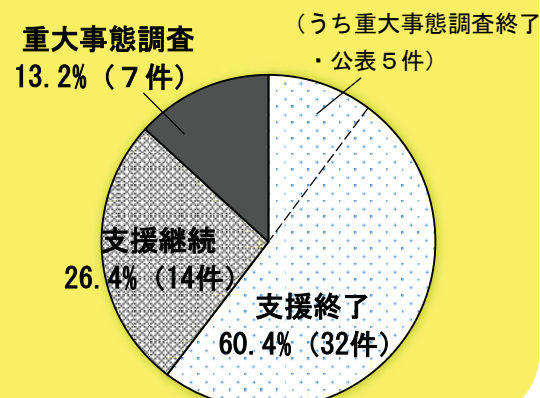
【緊急対応チーム取扱件数】元年度実績

取扱件数 (カンファレンス実施)		学校訪問 ※2
	うち支援終了 ※1	
53件	32件	33件(延131回)

※1 緊急対応チームとしての支援が終了した案件

※2 学校訪問のうちSSW等の専門家同行12件(延56回)

【緊急対応チーム取扱件数(53件)の内訳】



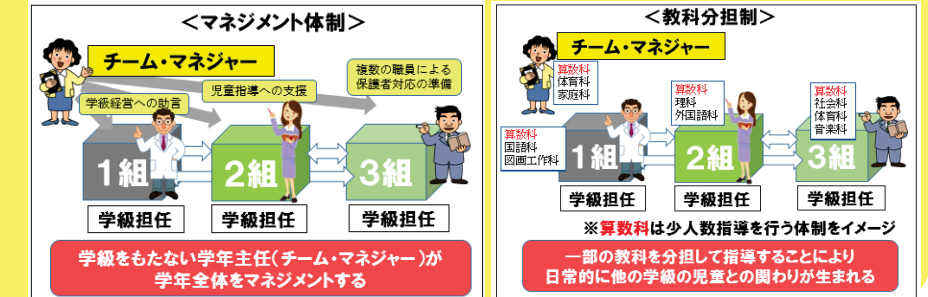
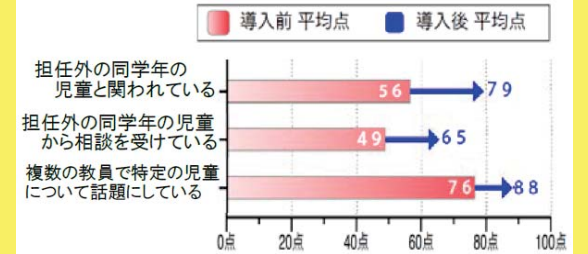
③ 小学校高学年における一部教科分担制の推進

(防止策：1-④ /方針：第2章3、第3章3)

「児童の学力向上」「児童の心の安定」「教員の負担軽減」をねらいとする一部教科分担制の導入による学年経営力強化の取組を32校で実施しました。推進校の教員を対象にしたアンケートからは、1人の児童に複数の教員が関わることから「児童の心の安定」につながるという成果も多く見られ、いじめの未然防止につながることを期待できます。

年度末にはこれまでの研究成果をまとめたサポートブックを作成し、市内全校に配付しました。

今年度もさらに推進校を拡大し、85校で引き続き効果検証を行っていきます。



～着実な取組に向けて～

＜人的配置の推移＞ (防止策：1-②、2-④、4-①・②・③・④ /方針：第2章3)

■児童支援専任教諭の授業等を軽減するために配置されている非常勤職員の常勤化の拡充

専任教諭が校内で組織的ないじめ対応の中心的役割を担うことができる条件を整えるため、後補充で配置している非常勤職員の常勤化を拡充することで、いじめの早期発見・早期対応につながっています。

H29:40校 → H30:90校 → R1:140校 → R2:190校 (うち50校は市単独自算)

■スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置拡充

SSWが社会福祉の専門職としてチーム学校の一員となることで、学校は福祉的な側面からも児童生徒をとらえ、区役所などの関係機関と連携した支援を行っています。

H29：人権教育・児童生徒課に係長職のスーパーバイザー1人と学校教育事務所を兼務するチーフSSW4人を配置 <SSW配置人数 23人>

H30：正規職の統括SSWを各学校教育事務所に、高校・特別支援学校担当SSWを人権教育・児童生徒課に配置 <同 30人>

R1：学校の要請を受け支援する派遣型SSWから、定期的に中学校ブロックを巡回して支援する巡回型SSWへの移行に向けたモデル実施 <同 39人>

R2：巡回型SSWへ完全移行し、SSWによる定期的な学校訪問開始（全小・中学校） <同 50人>

＜新たな相談窓口の設置＞

子どもたちがSOSを発信しやすく、また保護者も含め、学校を経由せず相談しやすい窓口を新たに設置しました。(防止策：1-②、3-③、8-② /方針：第2章3)

■学校生活あんしんダイヤル【H29～】

いじめの申し立て窓口を兼ねSSWが直接、相談対応。保護者からの相談のほか、児童生徒本人からの相談件数も増加 H29：182件 → H30：274件 → R1：340件

■SNSいじめ相談@かながわ【H30～】

H30：県と協力し、約2週間、県内の中高生年代の生徒について、対象限定（抽出）で、無料通信アプリを活用した「SNSいじめ相談」を試行実施 <相談131人/対象約5.8万人>

R1：対象を拡大し、約4週間、県内全ての中学校、高等学校、義務教育学校、特別支援学校等で実施 <相談901人/対象約44万人>

R2：5月から年間通して、開設日数を週3日（長期休業明けは毎日）に拡大し、実施



いじめ重大事態に関する再発防止策

再発防止策	
1 児童生徒理解	<ul style="list-style-type: none"> ①児童生徒一人ひとりが受け入れられていると実感できる受容的な学級づくり ②児童生徒がSOSを発信しやすい仕組みや環境づくり ③児童生徒一人ひとりの心理や特性を見出す児童生徒理解の促進 ④児童一人ひとりを多面的にとらえるための組織体制の整備 ⑤発達の段階に応じた児童生徒指導の徹底
2 校内児童生徒支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①放射線等に関する教育や被災地理解を進める教育の推進 ②道徳教育、人権教育の充実 ③課題解決に向けた組織的な対応力の向上 ④児童支援専任教諭の体制強化と育成 ⑤校長のマネジメント力強化と、児童支援・生徒指導専任教諭等の課題解決能力向上 ⑥学校内での組織的な情報共有・引き継ぎの徹底 ⑦「教育を受ける権利」を保障するための支援の確実な実施
3 保護者との関係構築	<ul style="list-style-type: none"> ①保護者との日常的なコミュニケーションを図る学校体制づくり ②保護者からの相談への組織的な対応 ③学校外の相談窓口の効果的活用
4 関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ①関係機関（多機関）との連携強化 ②スクールソーシャルワーカーの体制強化 ③スクールソーシャルワーカーの人材育成 ④チームアプローチ体制の整備
5 教育委員会事務局の児童生徒支援体制のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ①学校教育事務所による積極的支援 ②緊急対応チームによる支援 ③ケースカンファレンス等による組織的判断の確実な実施 ④迅速な専門家の派遣 ⑤専門相談との情報共有 ⑥いじめ事案の継続的な状況確認
6 いじめ調査方法のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ①学校・学校教育事務所・教育委員会事務局の連携による重大事態調査の判断 ②「横浜市いじめ防止基本方針」の改正を踏まえた再発防止策の推進 ③研修・説明会による制度周知や事例検討による法の確実な運用 ④早期解決に向けた調査体制の拡充
7 調査結果の公表のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ①調査結果公表における個人情報保護関係法令の順守 ②調査結果公表ガイドラインの作成
8 いじめの定義の理解	<ul style="list-style-type: none"> ①より効果的な研修の工夫 ②いじめの申し立て窓口の設置 ③保護者や地域に向けた学校の取組の発信

○横浜市いじめ防止基本方針

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	
1	いじめの定義
2	いじめの防止等の対策に関する基本理念
3	横浜市いじめ防止基本方針策定の目的
4	いじめ防止に向けた方針
第2章 いじめの防止等のために横浜市が実施する施策	
1	横浜市いじめ問題対策連絡協議会の設置
2	横浜市いじめ問題専門委員会の設置
3	教育委員会の取組
	(1) いじめの防止・早期発見に関すること
	(2) いじめの対応に関すること
	(3) 学校評価、学校運営改善の実施
4	市長部局の取組
5	いじめ防止対策の点検・見直し
第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	
1	学校いじめ防止基本方針策定への考え方
	(1) 策定意義
	(2) 内容
	(3) その他
2	学校の組織づくり
	(1) 未然防止
	(2) 早期発見・事案対処
	(3) 取組の検証
3	学校におけるいじめの防止等に関する取組の具体化
	(1) いじめの防止
	(2) 早期発見
	(3) いじめに対する措置
	(4) いじめの解消
	(5) 特に配慮が必要な児童生徒
	(6) 学校運営協議会等の活用
第4章 重大事態への対処	
1	重大事態の発生と調査
	(1) 重大事態の意味
	(2) 重大事態の判断
	(3) 重大事態の報告
	(4) 調査の趣旨及び調査主体
	(5) 調査を行うための組織
	(6) 事実関係を明確にするための調査の実施
	(7) その他留意事項
	(8) 調査結果の提供及び報告
2	調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置
	(1) 再調査
	(2) 再調査を行う機関の設置
	(3) 再調査の結果を踏まえた措置等